

2024

第4編 人權教育

I 概要

「人権の世紀」と言われる今日、北九州市に暮らし、学び、働き、集うすべての人の人権が尊重され、人権が侵害されることのない社会、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことのできる社会の実現が求められている。

北九州市では、市民と行政が協働でこの課題に取り組むため、平成17年11月に「人権文化のまちづくり」をキーワードとする「北九州市人権行政指針」を策定した（平成29年第1次改訂、令和2年第2次改訂）。

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に示された地方自治体の責務を踏まえ、本市の人権教育・人権啓発の総合的な推進を図るための基本的な考え方や方向性を示すものである。

教育委員会では本指針に基づき総合的、計画的かつ積極的に人権教育施策を推進する。

II 人権教育の推進

1 学校教育

学校教育においては、生命の大切さを学び、自尊感情や他の人によりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し義務や責任を果たす態度など、「生きる力」を育む教育活動を推進する。人権教育は学校が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

人格が形成される時期にあたる学校での人権教育の果たす役割は極めて重要である。一人ひとりの子どもが、自分の人権と同様に他者の人権をも尊重でき、それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるような人権教育を推進する。

(1) 人権尊重を基本とした学校運営の推進

人権尊重の精神が育つ環境づくりに努めるとともに、学校全体の共通理解を図りながら人権教育を推進する。

- ① 安全で楽しく学べる環境づくり
- ② 個に応じた指導の充実
- ③ 教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実
- ④ 学校の人権教育の目標・計画を明確にし、学校全体で人権教育に取り組むための体制の整備

(2) 指導方法・教材の改善と充実

知識偏重に陥らず、子どもの感性を磨き、豊かな人間性・社会性を育むための指導方法を工夫し、子どもの興味・関心などを生かす学習教材の整備・開発に努める。

- ① 確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫

と教材の改善・充実

平成27年度より、人権教育教材集「新版 いのち」を活用した授業を全小学校、中学校、特別支援学校で実施している。また、児童生徒相互の好ましい人間関係づくりのための小中9年間を見通した「北九州子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）第一版、追加版」を全校で実施している。

(3) 人権感覚に優れた教職員の育成

人権問題への深い理解と優れた人権感覚を身につけた教職員を育成する。

- ① 職務に応じた教職員研修の充実
- ② 実践力を高めるための効果的な研修や研修機会の拡充

(4) 地域・家庭との連携

地域・家庭・学校の間で連携して人権教育に取り組むための体制づくりを推進する。

- ① 地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進
- ② 「北九州市子どもを育てる10か条」「人権の約束事運動」などの市民運動への参加
- ③ 学校間・校種間連携による継続的な人権教育の推進

2 社会教育

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、生涯学習の一環として、地域、家庭、職場などあらゆる場所で、実情に応じた多様な学習機会の充実を図る。

人権問題が複雑化・多様化する中で、さまざまな人権問題についての総合的な理解ができ、学習効果や学習意欲が高まるような学習プログラムの提供に努める。学習活動や人権を尊重したまちづくり活動に市民一人ひとりが主体的に参加することを促し、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を身につけられるよう、効果的な人権教育を推進する。

(1) 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出

人権が文化として定着するために、学習成果を生かした実践活動を通して新たな学習意欲を喚起し、学習活動をさらに進展させる工夫に努める。

- ① 学習成果が地域活動に生かされる学習体系の整備
- ② 多様な手法を用いた学習プログラムの提供

ア 人権市民講座 <令和5年度実績>

実施回数： 370回 参加人員：11,533人

イ 家庭教育学級 <令和5年度実績>

実施回数： 327回 参加人員：6,578人

ウ 人権学習講座 <令和5年度実績>

・「人権文化のまちづくり講演会」

期 日：令和5年10月13日（金）
会 場：北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
対 象：市民センター館長、社会教育主事・主事補ほか
講 演 者：福永 宅司
（子どもの学び館 代表取締役）
演 題：第一部 講演「ぬくもりのある人権のまちづくりを目指して」
第二部 一人芝居「ヤンママ（ヤングママ）子育て騒動記」



・特別人権授業

期 日：令和5年11月30日（木）
会 場：北九州市立門司中央小学校（門司区）
対 象：5・6年生児童とその保護者、教職員、PTA等
授 業 者：内村 周子（元体操競技選手内村航平氏の母）
内 容：「夢を追いかけよう。いつもポジティブに！いつも元気に！」をテーマに授業を実施した。



(2) 地域交流活動の促進

市民一人ひとりが心と心のつながりを感じ、互いに支え合う地域社会を作る。

- ① 市民活動団体のネットワーク構築など市民の主体的な活動支援の推進
- ② 地域活動などへの青少年の参加促進
- ③ 地域・家庭の教育力向上の取組みの推進

(3) 指導者の育成

地域における実践活動を活性化させていくための指導者の養成及び地域における人権教育を効果的に進めるための市民センターなどの指導者の資質向上を図る。

- ① 社会教育関係団体などの指導者や市民センター館長等に対する研修の充実
- ② 社会教育関係団体などの指導者や市民センター館長等に対する情報提供や相談体制の整備

(4) 企業研修

企業における人権問題についての正しい理解と認識を深め、適正な採用選考システムの確立が図られるよう、研修などを実施する。

① 人権を考える企業のつどい

北九州市、北九州市教育委員会、市内労働基準監督署、市内公共職業安定所、市内企業内同和問題研修推進委員会ブロック連絡会、北九州市人権問題啓発推進協議会、人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会、北九州市立男女共同参画センター・ムーブと共催。

② 公正採用選考人権啓発推進員研修

北九州市、北九州市教育委員会、市内公共職業安定所、市内労働基準監督署と共催。従業員30人以上の事業所に設置されている推進員を対象に実施。

〈令和5年度実績〉上記①②を動画配信で合同開催

期 間：令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）

演 題：「職場におけるLGBTQに関する取り組み」

講 師：森 伸恵（レイ法律事務所 弁護士）

③ 市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供